

| | |
|--------|-----------------|
| 原議保存期間 | 1年（令和3年3月31日まで） |
| 有効期間 | 二種（令和3年3月31日まで） |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
殿

警察庁丁暴発第112号
令和元年8月22日
警察庁刑事局組織犯罪対策部
暴力団対策課長

六代目山口組と神戸山口組との対立抗争等に対する取締り及び警戒の強化等について（通達）

昨日、神戸市中央区所在の六代目山口組傘下組織関連施設付近において、同組傘下組織組員を被害者とする拳銃使用殺人未遂事件が発生した。本件の背景等については兵庫県警察が鋭意捜査中であるが、六代目山口組若頭の出所を本年10月に控える中、本年に入り、六代目山口組傘下組織組員による任侠山口組幹部が被害者となる拳銃使用の器物損壊事件のほか、神戸山口組傘下組織幹部に対する殺人未遂事件等が発生している状況にあり、これらの団体の対立抗争等が激化する懸念がある。

よって、各都道府県警察にあっては、下記の点に留意しつつ、これらの団体に対する取締り及び警戒の更なる強化を図り、市民の安全確保及び対立抗争等の封圧に努められたい。

記

1 取締りの強化

対立抗争等に起因する不法行為の続発を防止するため、既に発生した事件に関する情報や組織動向等に関する情報の収集・共有・分析に努めるなどして、上記団体に対する取締りを徹底的に行うこと。その際、組織のトップを含む構成員の大量検挙及び長期隔離により、組織の弱体化・壊滅に努めること。

2 警戒の強化

今後も対立抗争等が続発する可能性があることを踏まえ、管内の重要人物、関係先等に対する警戒方法等を点検し、情勢や関連情報の分析に基づいたものとなるよう見直しをするなど、警戒の更なる強化に努めること。

なお、警戒に当たっては、対象に応じた適切な方法で実施するとともに、各種装備資機材を活用して受傷事故防止に配慮すること。

3 一般人の巻き添え防止の徹底等

警戒に当たっては、万が一にも一般市民が巻き添えになることがないように、警戒態勢、要員の配置、警戒方法等について十分に検討するとともに、市民に対する適切な情報提供等にも努め、市民の安全確保に万全を期すこと。

4 事務所使用制限命令等の準備

状況に応じて事務所使用制限命令の発出や特定抗争指定暴力団等の指定を速やかに行うことができるよう、事件取締り等のあらゆる警察活動を通じた関連資料等の収集・整備に努め、所要の準備に万全を期すこと。